

児童手当制度のご案内

目的

子育てについての責任をお持ちである保護者の方へ手当を支給することにより、家庭等の生活の安定や、次代の社会を担う児童の健やかな成長を助けることを目的としています。受給者は、この目的の趣旨に従って児童手当を用いなければならぬことが法で定められています。

対象児童 18歳に達する日以後 最初の3月31日までの児童

請求者

父母等のうち、所得の高い方で請求していただきます。
公務員の方は職場で申請してください。

児童手当の支給額

区分	児童1人あたりの月額	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

18歳年度末～22歳年度末までの子

児童手当の支給対象にはなりません。多子加算のカウント対象になる場合があります。

ただし、児童手当受給者の経済的負担がある場合に限り、

(例) 第一子20歳、第二子17歳、第三子14歳の場合

第一子0円、第二子10,000円、第三子30,000円

児童手当の開始月と支給月

・手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。

・特例として、誕生日や転入日(1)の翌日から15日以内に申請を行った場合は、当該誕生日や転入日の翌月分から支給が開始されます。

定期支払予定日(2) 個別に振込みの通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。

支給月 = 年6回、偶数月の10日に、前月2か月分をお支払いします。

4月10日(2・3月分) 6月10日(4・5月分) 8月10日(6・7月分)、

10月10日(8・9月分) 12月10日(10・11月分) 2月10日(12・1月分)

ただし、令和6年度は制度改正の経過措置のため、
12月10日(10・11月分)、2月10日(12・1月分)となります。

- 1 転入日とは、前住所地で転出手続をした際の「転出予定日」をいいます。
- 2 支払日が休日等にあたる場合は、その直前の休日等でない日にお支払いいたします。

現況届(児童手当の受給資格を確認するための更新手続)

・令和4年度より現況届の提出が原則不要となりました。

・引き続き現況届の提出が必要な方(児童と別居している方や離婚協議中の方など)には、6月上旬に現況届のご案内を送付いたしますので、必ずご提出ください。
・所得審査の結果、受給者変更をお願いする場合があります。

申請内容に変更が生じたとき

子育て支援課の窓口又は郵送で、変更・消滅・増額の届出が必要です。

・変更手続: 家族構成の変更・住所や名前の変更・振込口座の変更など

・消滅手続: 児童の養育をやめた・墨田区から転出する・公務員になったなど

・増額手続: 第2子以降の児童を出生したなど

届出書様式



申請・問い合わせ先

墨田区 子育て支援課 児童手当・医療助成係 (区役所4階)

墨田区吾妻橋1-23-20 ☎(03)5608-6160(直通)